

不服申立て事案答申第 308 号

不服申立て事案諮問第 337 号、第 338 号、第 343 号、第 348 号、第 349 号及び第 355 号

件名：回答書等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 1 月 9 日、同月 29 日、同年 2 月 26 日、同年 3 月 26 日、同年 5 月 13 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 1 月 23 日、同年 2 月 12 日、同年 3 月 11 日、同年 4 月 9 日、同年 5 月 26 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問第 337 号

ア 本件処分（337）の内容及び理由

(7) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 1 月 9 日、審査請求人は愛知県警察本部（以下「警察本部」という。）において、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書（337）」という。）を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

本件開示請求書(337)の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、私は令和 6 年 12 月 18 日 A 署を訪問し、住民サービス係長に苦情・意見・要望を伝え、回答するよう要求した。

① 私が伝えた内容

② ①に対する対応のための決裁書

③ ①に対する回答書

(請求日現在 A 署で保管のもの)

と記載されていた(以下「本件開示請求(337)」という。)

b 本件開示請求(337)に係る保有個人情報の調査

本件開示請求(337)の保有個人情報について探索を実施したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票(令和 6 年 12 月 18 日受理、整理番号 A:○)(以下「取扱票(337)」という。)が、令和 6 年 12 月 18 日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

取扱票(337)には、審査請求人が、令和 6 年 12 月 18 日午後 0 時 03 分から 33 分間、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、

審査請求人が過去に行った苦情申立ての資料を提出し、回答を求める

内容が記載(以下「本件申出内容(337)」という。)されていた。

また、取扱票(337)の決裁過程において、所属長である A 署長は、本件申出内容(337)に対して

公安委員会等が回答したとおり、過去に終結済の案件については、不必要な回答をしないこと。

とした A 署員への指揮をもって解決とした上で、その取扱いを完結している。

よって、審査請求人の申立てに対する回答書は作成されず、上記

③の請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分(337)

処分庁は、本件開示請求(337)のうち③の請求に係る保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分(337)の理由

本件保有個人情報については、前記(ア) b のとおり、作成されていないため、保有しておらず、存在していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分(337)は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「苦情・意見・要望を伝えた文書があって、回答書がな

いのは不合理である」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署長の指揮のもと、回答書は作成しないことで解決し、その取扱いを完結している。

よって、A 署においては、③の請求に係る回答書は作成されていないため、保有しておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(2) 諮問第 338 号

ア 本件処分（338）の内容及び理由

(7) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 1 月 29 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出（以下「本件開示請求（338）」という。）したことから、処分庁は、これを受理した。

本件開示請求（338）の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、整理番号住民○（令和 6 年）の警察安全相談等苦情取扱票に対して、A 署が私にどのような対応をとったのかわかる文書（請求日現在 A 署保管のもの）

と記載されていた。

b 本件開示請求（338）に係る保有個人情報の調査

警察安全相談等・苦情取扱票（令和 6 年 10 月 22 日受理、整理番号住民：○）（以下「取扱票（338）」という。）を確認したところ、令和 6 年 10 月 17 日、中部管区警察局が審査請求人から苦情を受理し、愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下「住民サービス課」という。）へ通報したこと及び住民サービス課が同内容を A 署へ情報提供したことが記録されていた。

そして、住民サービス課から情報提供を受けた A 署においては、審査請求人への対応に関する文書は作成されておらず、上記請求に係る保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分（338）

処分庁は、本件開示請求（338）に係る保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

(イ) 本件処分（338）の理由

法第 82 条第 2 項では、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときとして、「開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む」と規定されている。

本件保有個人情報については、前記(7) b のとおり、作成されていな

いため、保有しておらず、存在していないものである。

よって、本件処分(338)は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「中部管区警察局から依頼されて対応したならば、文書として記録されているはずなので開示を求める。」旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署においては、本件開示請求(338)の対象となる文書は作成されておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 諮問第 343 号

ア 本件処分(343)の内容及び理由

(7) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 2 月 26 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

私は令和 7 年 2 月 12 日 A 署住民サービス係長に苦情・意見・要望を伝えました。

そこで

- ① 私が伝えた内容
- ② ①に対する決裁書
- ③ 私への回答書

(請求日現在 A 署で保管のもの)

と記載されていた(以下「本件開示請求(343)」という。)

b 本件開示請求(343)に係る保有個人情報の調査

本件開示請求(343)の保有個人情報について探索を実施したところ、A 署で保管する警察安全相談等・苦情取扱票(令和 7 年 2 月 12 日受理、整理番号 A:○)(以下「取扱票(343)」という。)が、令和 7 年 2 月 12 日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

同取扱票には、審査請求人が、令和 7 年 2 月 12 日午前 10 時 20 分から 20 分間にわたり、A 署において、A 署警務課の警察官に対し、

- ・ 令和 6 年 5 月 8 日、審査請求人が A 署において保有個人情報の開示を行った際、警察官が本人確認を怠ったこと
- ・ 令和 6 年の領収書の日付が誤っていること

について、同年 2 月 28 日までに事実確認をした上、文書で回答を求める内容であった。

同取扱票は、所属長である A 署長まで報告され、A 署長の指揮事

項として

参考とする

文書での回答は要しない

再来署の際は、不適切な行為は無い旨口頭回答すること
と記載され解決とされていることを確認した。

よって、審査請求人の申立てに対する回答書は作成されず、上記
③の請求にかかる保有個人情報には存在しないことを確認した。

c 本件処分（343）

処分庁は、本件保有個人情報を保有していないため、法第 82 条第
2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不
開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①と②の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分（343）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア) b のとおり、作成されてい
ないため、保有しておらず、存在していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を
開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないこ
とを含む」と規定されている。

よって、本件処分（343）は、不存在のため不開示としたものであり、
法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「文書で回答するよう求めました。それなのに回答書が
不存在なのはありえない」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、A 署においては、回答書は作成されて
おらず、存在しないことから審査請求人の主張は失当である。

(4) 諮問第 348 号

ア 本件処分（348）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 3 月 26 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情
報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

私は、令和 7 年 3 月 11 日住民サービス課 B 氏に苦情・意見・
要望を伝えました。

そこで

① 私が伝えた内容がわかる文書

② 決裁文書

③ 私にどのように対応したのかわかる文書

④ 回答書

と記載されていた（以下「本件開示請求（348）」という。）。

b 本件開示請求（348）に係る保有個人情報の調査

本件開示請求（348）に係る保有個人情報について探索を実施したところ、住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（令和 7 年 3 月 11 日受理、整理番号住民：○。以下「住民サービス課取扱票（348）」という。）が、令和 7 年 3 月 11 日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

住民サービス課取扱票（348）には、審査請求人が、令和 7 年 3 月 11 日午前 11 時 01 分頃、電話で住民サービス課員に対し、

令和 7 年 2 月 26 日に審査請求人が住民サービス課員に対し質問したが、回答がない

旨申し立てたことから、住民サービス課員が

- ・ 申出内容は、A 署に伝達した
- ・ 回答がない理由は、住民サービス課ではわからない

旨を伝えたところ、審査請求人が

警察本部としての回答が欲しい

と申し立てたことが記載（以下「本件申出内容（348）」という。）されていた。

そして、住民サービス課取扱票（348）は、所属長である住民サービス課長まで報告された上、同課長の指揮事項として

主管課（施設課）へ申出内容を伝達すること

と記載され解決とされていることを確認した。

次に、警察本部総務部施設課（以下「施設課」という。）で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（令和 7 年 3 月 11 日受理、整理番号施設：○。以下「施設課取扱票」という。）が、本件申出内容（348）に対する審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

施設課取扱票には、施設課の職員が、令和 7 年 3 月 11 日午後 4 時 12 分頃、審査請求人に架電し

- ・ 制服警察官が警察職員証を着装しないことができる規定があること
- ・ 制服警察官は、階級章（識別証）の番号で個人が特定できること
- ・ 市民応接の担当者には、この内容を伝えるが、回答がなされるかの確約はできない

旨説明した内容が記載されていた。

そして、施設課取扱票は、所属長である施設課長まで報告され、警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に情報提供された上で、解決とされていることを確認した。

その他に、本件申出内容(348)に対する回答書は住民サービス課、警務課及び施設課のいずれの所属においても作成されておらず、本件保有個人情報には存在しないことを確認した。

c 本件処分（348）

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、①、②及び③の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分（348）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア) b のとおり、作成されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（348）は、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「住民サービス課員に伝えたのに、回答書が不存在なのはありえない」と主張している。

しかしながら、上述のとおり、本件保有個人情報は作成されていないため、保有しておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(5) 諮問第 349 号

ア 本件処分（349）の内容及び理由

(7) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 3 月 26 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

私は令和 7 年 2 月 26 日住民サービス課 D 氏に苦情・意見・要望を伝えた。

そこで

- ① 私が申し立てた内容がわかることが記載された文書
- ② 決裁文書
- ③ A 署へ依頼した文書

- ④ 県警本部担当課の見解がわかる文書
- ⑤ A 署が住民サービス課へ回答した文書
- ⑥ A 署が私に対しどのような回答をしたのかわかる文書
- ⑦ 市民が名前をたずねたら、答えないこととしている理由がわかるもの
- ⑧ 名札、交通証をなくした理由がわかる文書
(請求日現在 住民サービス課、警務課、施設課、A 署で保管するもの)

と記載されていた(以下「本件開示請求(349)」という。)。

b 本件開示請求(349)に係る保有個人情報の調査

本件開示請求(349)に係る保有個人情報について探索を実施したところ、住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票(令和7年2月26日受理、整理番号住民:○。以下「住民サービス課取扱票(349)」という。)が、令和7年2月26日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

住民サービス課取扱票(349)には、審査請求人が、令和7年2月26日午後1時43分から、警察本部において、住民サービス課員に対し、

審査請求人が、令和7年2月12日にA署に来訪した際、受付の女性警察官が職員証を付けておらず、名前を尋ねても答えなかったことに対して説明を求める

旨の内容(以下「本件申出内容(349)」という。)が記載されていた。

そして、住民サービス課取扱票(349)は、所属長である住民サービス課長まで報告された上、同課長の指揮事項として

申出者の要望をA署警務課に伝達すること

と記載され解決とされていることを確認した。

次に、施設課で保管する施設課取扱票についても、本件申出内容(349)に対する審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

施設課取扱票には、施設課の職員が、令和7年3月11日午後4時12分頃、審査請求人に架電し

- ・ 制服警察官が警察職員証を着装しないことができる規定があること
- ・ 制服警察官は、階級章(識別証)の番号で個人が特定できること
- ・ 市民応接の担当者には、この内容を伝えるが、回答がなされるかの確約はできない

旨説明した内容が記載されていた。

そして、施設課取扱票は、所属長である施設課長まで報告され、警務課に情報提供された上で、解決とされていることを確認した。

よって、施設課取扱票を本件保有個人情報と特定した。

また、本件申出内容（349）に対する情報提供を受けた警務課においては、本件保有個人情報は作成又は取得されておらず、存在しないことを確認した。

c 本件処分（349）

処分庁は、本件開示請求（349）のうち警務課に係る保有個人情報は保有していないため、法第 82 条第 2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、上記①から③、④（施設課で保管するもの）及び⑤から⑧の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分（349）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア) b のとおり、警務課においては作成又は取得されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（349）は、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、警察本部担当課は担当する業務を統括する部局であるのに、見解が不存在なのはありえない旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、本件保有個人情報は警務課においては作成又は取得されていないため、保有しておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

(6) 諮問第 355 号

ア 本件処分（355）の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 5 月 13 日、審査請求人は警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該開示請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

私は令和 7 年 4 月 4 日住民サービス課 C 氏に苦情・意見・要望を伝えた。

そこで

① 私が伝えた内容がわかることが記載された文書

- ② 決裁文書
- ③ A 署における決裁文書
- ④ A 署が私に発出した文書

(請求日現在 住民サービス課、A 署で保管しているもの)と記載されていた(以下「本件開示請求(355)」という。))。

b 本件開示請求(355)に係る保有個人情報の調査

本件開示請求(355)に係る保有個人情報について探索を実施したところ、住民サービス課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票(令和7年4月4日受理、整理番号住民:○。以下「住民サービス課取扱票(355)」という。)が、令和7年4月4日における審査請求人への対応状況が記載された書類であると判明したことから同取扱票の内容を確認した。

住民サービス課取扱票(355)には、審査請求人が、令和7年4月4日午後5時9分から、電話で住民サービス課員に対し、

平成24年に発生した審査請求人の母親の交通死亡事故に関し、

- ・ 母親の住所について「特定住所」なんて存在しないと言ったこと
- ・ 審査請求人のことを本当に息子か分からないと言ったのなら、事故で亡くなったのは、本当に審査請求人の母親で間違いないかということ
- ・ 母親の事故の発生日時を6月7日午後7時30分ころとした理由について、きちんとした回答を求める

旨の内容(以下「本件申出内容(355)」という。)が記載されていた。

そして、住民サービス課取扱票(355)は、所属長である住民サービス課長まで報告された上、同課長の指揮事項として、申出内容をA署警務課に伝達し、同課の対応は終了とする旨記載され解決とされていることを確認した。

住民サービス課取扱票(355)は、指揮事項に記載のとおり、A署警務課へ情報提供され、A署において保管されている(以下、A署が住民サービス課から情報提供を受け、保管している警察安全相談等・苦情取扱票のことを「A署取扱票」という。)A署取扱票の内容を確認したところ、同取扱票は、A署長まで報告されていることを確認した。

その他に、本件申出内容(355)に関し、A署が審査請求人に対して発出するための文書は作成されておらず、本件保有個人情報は存在しないことを確認した。

c 本件処分(355)

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第82条第

2 項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

なお、上記①から③の請求に対しては別に処分を決定し、通知している。

(イ) 本件処分（355）の理由

本件保有個人情報については、前記(ア) b のとおり、作成又は取得されていないため、保有していないものである。

法第 82 条第 2 項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分（355）は、法の規定に基づく適正な処分である。

イ 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「C 氏に苦情・意見・要望を伝えたのに A 署が私に発出した文書がないのは不合理である」旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、本件保有個人情報は作成されていないため、保有しておらず、存在しないことから、審査請求人の主張は失当である。

4 諮問案件の併合について

諮問第 337 号、第 338 号、第 343 号、第 348 号、第 349 号及び第 355 号はいずれも同じ処分庁による不開示決定であり、審査請求人は、これらの決定に対して同趣旨の審査請求を提起していることから、当審議会は効率的な審議を行うため、これら 6 件の諮問を併合して審議を行い、答申をすることとした。

5 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が処分庁に伝えた苦情・意見・要望等（以下「要望等」という。）に関して、回答書等、審査請求人への対応が記載された文書及び警察本部担当課の見解が分かる文書であって、別記に掲げる保有個人情報である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 諮問第 337 号について

処分庁によれば、所属長である A 署長は、過去に終結済の案件については、不必要な回答をしないこととした A 署員への指揮をもって解決とした上で、その取扱いを完結しているため、回答書を作成していないとのことである。

イ 諮問第 338 号について

処分庁によれば、取扱票（338）には、令和 6 年 10 月 17 日、中部管区警察局が審査請求人から苦情を受理し、住民サービス課へ通報したこと及び住民サービス課が同内容を A 署へ情報提供したことが記録されており、住民サービス課から情報提供を受けた A 署においては、審査請求人への対応に関する文書を作成していないとのことである。

ウ 諮問第 343 号について

処分庁によれば、担当課は、取扱票（343）を所属長である A 署長まで報告し、A 署長の指揮事項として、「参考とする、文書での回答は要しない、再来署の際は、不適切な行為は無い旨口頭回答すること」と記載し解決としているため、回答書を作成しなかったとのことである。

エ 諮問第 348 号及び第 349 号について

処分庁によれば、諮問第 348 号については、担当課は、住民サービス課取扱票（348）を所属長である住民サービス課長まで報告した上、同課長の指揮事項として、「主管課（施設課）へ申出内容を伝達すること」と記載し解決しているとのことである。また、施設課取扱票については、所属長である施設課長まで報告し、警務課に情報提供した上で、解決としており、その他に、本件申出内容（348）に対する回答書を住民サービス課、警務課及び施設課のいずれの所属においても作成していないとのことである。

また、諮問第 349 号については、担当課は、本件申出内容（349）に対する審査請求人への対応状況を記載した住民サービス課取扱票（349）を所属長である住民サービス課長まで報告した上、同課長の指揮事項として、「申出者の要望を A 署警務課に伝達すること」と記載し解決しているとのことである。また、施設課取扱票については、前記のとおり所属長である施設課長まで報告し、警務課に情報提供した上で、解決していることから、施設課取扱票を請求に係る保有個人情報と特定したが、本件申出内容（349）に対する情報提供を受けた警務課においては、請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないとのことである。

オ 諮問第 355 号について

処分庁によれば、担当課は、住民サービス課取扱票（355）を所属長である住民サービス課長まで報告した上、同課長の指揮事項として、本件申出内容（355）を A 署警務課に伝達し、同課の対応は終了とする旨記載し解決しているとのことである。また、担当課は、同取扱票を、指揮事項に記載のとおり A 署警務課へ情報提供し、A 署において保管している A 署取扱票を A 署長まで報告しているほかに、本件申出内容（355）に関し、A 署が審査請求人に対して発出するための文書を作成していないとのことである。

カ 当審議会において、処分庁から提出された、担当課が要望等に対する

対応方針を記載した警察安全相談等・苦情取扱票の内容を確認したところ、本件請求対象保有個人情報が存在すると推認させる記載は認められず、また、ほかに本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情も認められなかった。

これらのことからすれば、諮問第 337 号、第 338 号、第 343 号、第 348 号、第 349 号及び第 355 号に係る請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

諮問第 337 号

私は令和 6 年 12 月 18 日 A 署を訪問し、住民サービス係長に苦情・意見・要望を伝え、回答するよう要求した。

③ ①に対する回答書（請求日現在 A 署で保管のもの）

諮問第 338 号

整理番号住民○（令和 6 年）の警察安全相談等苦情取扱票に対して、A 署が私にどのような対応をとったのかわかる文書（請求日現在 A 署保管のもの）

諮問第 343 号

私は令和 7 年 2 月 12 日 A 署住民サービス係長に苦情・意見・要望を伝えました。そこで

③ 私への回答書（請求日現在 A 署で保管のもの）

諮問第 348 号

私は、令和 7 年 3 月 11 日住民サービス課 B 氏に苦情・意見・要望を伝えました。そこで

④ 回答書

諮問第 349 号

私は令和 7 年 2 月 26 日住民サービス課 D 氏に苦情・意見・要望を伝えた。そこで

④ 県警本部担当課の見解がわかる文書（請求日現在 住民サービス課、警務課、施設課、A 署で保管するもの）

諮問第 355 号

私は令和 7 年 4 月 4 日住民サービス課 C 氏に苦情・意見・要望を伝えた。そこで

④ A 署が私に発出した文書（請求日現在 住民サービス課、A 署で保管しているもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 4 . 8	諮問第 337 号 諮問（弁明書の写しを添付）
7. 4 . 1 5	諮問第 338 号 諮問（弁明書の写しを添付）
7. 5 . 2 6	諮問第 343 号 諮問（弁明書の写しを添付）
7. 8 . 8	諮問第 348 号及び第 349 号 諮問（弁明書の写しを添付）
7. 9 . 5	諮問第 355 号 諮問（弁明書の写しを添付）
8. 7 . 1 3 (第 264 回審議会)	審議
8. 8 . 4 (第 265 回審議会)	審議
8. 9 . 2 9	答申